

6 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績についても調査している。

相 続 税 の 税 率		
1,000万円以下の金額	10%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額	15%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額	20%
5,000万円を超え1億 円以下の金額	30%
1億 円を超え3億 円以下の金額	40%
3億 円を超える金額	50%

6 - 1 課税状況

	相続人の数	金 額	
	人	千円	
取 得 財 産 価 額	21,191	1,706,418,057	
相続時精算課税適用財産価額	176	4,473,804	
債 務 控 除 額	11,285	185,134,786	
暦年課税分贈与財産価額	2,366	10,598,569	
課 税 価 格	実 21,204	1,536,355,651	
相 続 税 額	算 出 税 額	20,875	229,221,479
	2 割 加 算 額	1,925	2,859,825
	計	実 20,878	232,081,303
税 額 控 除 等	暦年課税分贈与税	1,010	970,772
	配 偶 者	3,716	66,605,994
	未 成 年 者	335	178,765
	障 害 者	323	354,129
	相 次 相 続	998	2,597,035
	外 国 税 額	11	467,374
	計	実 6,010	71,174,067
差 引 税 額	実 18,200	160,907,235	
相続時精算課税分贈与税額控除額	44	197,664	
小 計	18,194	160,709,572	
納 税 猶 予 額	774	13,192,608	
納 付 税 額	実 17,972	147,516,964	
還 付 税 額	25	122,573	
災害減免法による免除税額	-	-	
遺産に係る基礎控除額	7,266	597,030,000	

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明：1 相続時精算課税適用財産価額とは、相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額をいう。

2 暦年課税分贈与財産価額とは、相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

3 2割加算額とは、相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

4 納税猶予とは、相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。

5 相次相続控除とは、今回の相続の被相続人が死亡前10年以内に相続によって財産を取得していた場合に、今回の相続人の相続税額から前回の相続について被相続人に課せられた税額の一一定割合相当額が差し引かれることをいう。